情報コーナー

化学物質に関する法改正の動き

(一社)日本試薬協会 安全性·環境対策委員会 (執筆担当:純正化学株式会社 篠崎 公三)

化学物質に関する法律で平成26年1月から4月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のため、すべての内容は網羅されていません。詳細は、必ず官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認下さい。

1. 薬事法関係

「指定薬物」の追加

平成26年厚生労働省令第18号により、新た に10物質を「指定薬物」に指定する省令が公 布されました。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品の製造、輸入、販売、所持、使用等が原則禁止されます。

- ①2-(3, 4 ジクロロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸メチルエステル
- ②1-(2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) プロ パン-2-アミン
- ③ 1- (3, 4-ジメトキシフェニル) -2- (ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン
- ④ 2-(2, 5-ジメトキシフェニル) N (2-メトキ シベンジル) エタンアミン
- ⑤ N (ナフタレン-1-イル) -1-ペンチル-1 H イ ンダゾール-3-カルボキサミド
- ⑥ 1-フェニル-2-(ピペリジン-1-イル) ブタン-1-オン
- ⑦1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル) オクタン -1-オン
- \$2-(4-7ロモ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-3)メトキシベンジル)エタンアミン

- ⑨N-メチルインダン-2-アミン
- ⑩(Z)-N-[3-(2-メトキシエチル)-4,5-ジメチルチアゾール-2(3H)-イリデン]-2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド(施行日:平成26年4月5日)

【厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000039 578.html

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)関係

(1)優先化学物質の指定と取り消し

化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律(昭和48年法律第117号)第2条第5項に 基づく優先評価化学物質について、次の13 物質を優先評価化学物質に指定しました。

また、これに伴い、既に指定されている優 先評価化学物質で今回指定する物質に範囲が 含まれる4物質について、優先評価化学物質 の指定を取り消しました。

【指定された化学物質】

(通し番号:164~176)

- ①アルカン-1-アミン(C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン又は(9 Z, 12 Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン
- ②N, N-ジメチルドデシルアミン
- ③ヘキサデシル(トリメチル)アンモニウムの塩
- ④ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩
- ⑤ビス(アルキル(C=12, 14, 16, 18, 20、

直鎖型))(ジメチル)アンモニウムの塩

- ⑥N, N-ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド(C=10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)
 -N, N-ジメチルオクタデカ-9-エン-1-アミン=オキシド又は(9 Z, 12 Z)-N, N-ジメチルオクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン=オキシド
- ⑦デカン-1-オール
- (8)アルカノール $(C = 10 \sim 16)$ $(C = 11 \sim 14 のいずれかを含むものに限る。)$
- ⑨飽和脂肪酸(C=8~18、直鎖型)のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸(C=16~18、直鎖型)のナトリウム塩
- ⑩N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(C=8,10,12,14,16,18、直鎖型)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド又は(9 Z,12 Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9,12-ジエンアミド
- ① [(3-アルカンアミド(C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)プロピル)(ジメチル)アンモニオ] アセタート又は(Z)-{[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ} アセタート
- ②ナトリウム=アルケンスルホナート (C = 14 ~16) 又はナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート($C = 14 \sim 16$)
- (③アクリルアミド・2-アクリルアミド-2-ヒドロキシ酢酸・[2-(アクリロイルオキシ)エチル](ベンジル)(ジメチル)アンモニウム=クロリド・2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリラート・ベンジル[2-(メタクリロイルオキシ)エチル](ジメチル)アンモニウム=クロリド・2-メチリデンコハク酸共重合物(脂溶性溶媒及び汎用溶媒に不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)

【指定が取り消された化学物質】

- ①N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド(優先評価化学物質通し番号101)」は物質範囲包含のため取り消し。
- ②「1-ドデカノール(優先評価化学物質通し番号104)」は物質範囲包含のため取り消し。
- ③ N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) オレアミド (優先評価化学物質通し番号30)」は物質 範囲包含のため取り消し。
- ④「2-〔(3-ドデカンアミドプロパン-1-イル)(ジメチル)アンモニオ〕アセタート(優先評価化学物質通し番号121)」は物質範囲包含のため取り消し。

【経済産業省ホームページ:

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_14040101.html]

(2) 届出不要物質の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省 告示第 一号(平成26年3月24日)により、届出不要 物質の指定に関する公示が有りました。

これらの化学物質は化審法第二条第二項各 号又は第三項各号のいずれにも該当しないと 認められる化学物質その他の同条第五項に規 定する評価を行うことが必要と認められない ものとして3省が指定する化学物質で、製造 数量等の届出の必要はありません。

詳細は下記ホームページで確認下さい。

【経済産業省ホームページ:

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/bulletin/fuyou/bulletin_fuyou_140324.pdf]

(3) 第一種特定化学物質の追加

化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律(以下「化審法」という)に規定された第 一種特定化学物質として、6・7・8・9・10・ 10-ヘキサクロロ-1・5・5a・6・9・9a-ヘキ サヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオ キサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)及びヘキサブロモシクロドデカンを追加指定します(化審法施行令第1条)。

これにより、これら2物質に対しては、製造・ 輸入の許可制等の措置が講じられます。

【厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000039 578.html]

(4)化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律施行令の一部を改正する政令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律(昭和四十八年法律第百十七号)第二条第 二項及び第二十四条第一項の規定に基づき、 この政令が制定された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号)の 一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

二十九 六・七・八・九・十・十一へキサクロロー・五・五 a・六・九・九 a ーへキサヒドロー六・九ーメタノー二・四・三一ベンゾジオキサチエピン=三一オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)

三十 ヘキサブロモシクロドデカン 第七条の表に次のように加える。

十四 ヘキサブロモシクロドデカン

- 一) 防炎性能を与えるための処理 をした生地
- 二) 生地に防炎性能を与えるため の調製添加剤
- 三) 発泡ポリスチレンビーズ
- 四) 防炎性能を与えるための処理 をしたカーテン

附則

この政令は、平成二十六年五月一日から施 行する。ただし、第七条の改正規定は、同 年十月一日から施行する。

【製品評価技術基盤機構ホームページ:

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/ittoku20140319.pdf

3. 労働安全衛生法

新規化学物質の名称の公表

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号) 第五十七条の三第一項に規定する新規化学物質に ついて同項の規定による届出があったので、同条 第三項の規定に基づき、その193品目の名称の公 表があった。

(通し番号 22953~23145)

【労働安全衛生法ホームページ:

http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/horl-1/horl-1-141-1-0.htm】